

様式 2

生産行程管理業務規程

令和 4 年 1 月 7 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒963-4312）

フクシマケン タム ラシ フネヒキマチフネヒキアザ バ バ
福島県田村市船引町船引字馬場24-1

名称（フリガナ）：タム ラシ エ ゴ マ シンヨウキョウギカイ
田村市エゴマ振興協議会

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 根本 君江

2 農林水産物等の区分

区分名：第 9 類 食用油脂類

区分に属する農林水産物等：食用植物油脂（エゴマ油）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：たむらのエゴマ^{アブラ}油、

Tamura no egoma oil Tamura no egoma abura

4 明細書の変更

田村市エゴマ振興協議会（以下「協議会」という。）は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、該当変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

(1) 原材料の確認

協議会は、エゴマが納品される際に提出される「エゴマ栽培履歴」より生産地、栽培方法の確認を行い、「入荷確認記録表」に記録する。

(2) 製法・工程・最終製品の確認

協議会は、原料となるエゴマの状態、協議会が定める搾油基準に従って搾油されたこと、最終製品の確認を行い「出荷確認記録表」に記録する。また、生産基準が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時に調査による事実確認を行いその結果を「調査記録」に記録する。

6 明細書適合性の指導

(1) 生産基準の確認

協議会は、5 の確認の際に生産基準を遵守した生産が行われていないことを確認した場合には、生産者に対し警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従

わない場合には、協議会は、当該生産者の生産したエゴマ油の「たむらのエゴマ油」としての出荷を停止することが出来る。

(2) 講習会の開催による指導

協議会は、年に1回以上講習会を開催し「たむらのエゴマ油」の原料となるエゴマ生産者及び「たむらのエゴマ油」生産者に対し明細書の基準の遵守について指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 以下のとおり協議会は、地理的表示等の使用の確認を行う。

協議会は、5の確認の際に生産基準を遵守し生産されたエゴマ油についてのみ地理的表示である「たむらのエゴマ油」及び登録標章が使用されているかを確認する。

この際、地理的表示である「たむらのエゴマ油」及び登録標章が使用されている包装等についても確認する。

(2) 協議会は、(1)の確認の際に以下のエゴマ油がないかも確認する。

- ア 明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていないエゴマ油であるにもかかわらず地理的表示である「たむらのエゴマ油」及び登録標章が使用されているエゴマ油
- イ 地理的表示である「たむらのエゴマ油」のみが使用されているエゴマ油
- ウ 登録標章のみを使用しているエゴマ油
- エ 地理的表示である「たむらのエゴマ油」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているエゴマ油

8 地理的表示等の使用の指導

(1) 協議会は、7において確認された以下の場合、当該生産者に対し警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、協議会は、当該生産者を出荷停止することができる。

- ア 明細書に記載の各基準のいずれかを満たしていない「たむらのエゴマ油」であるにもかかわらず地理的表示である「たむらのエゴマ油」及び登録標章が使用されている場合
- イ 地理的表示である「たむらのエゴマ油」のみが使用されている場合
- ウ 登録標章のみが使用されている場合
- エ 地理的表示である「たむらのエゴマ油」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

(2) 協議会は、6(2)の際に「たむらのエゴマ油」の生産者に対し適正な地理的表示等の使用の遵守について指導する。

9 実績報告書の作成等

協議会は、4月1日から翌3月31日までを一年度として年度終了後3か月以内に以下の書類を作成し農林水産大臣に提出するものとする。

- ア 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- イ 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として作成した「エゴマ栽培履歴」、「入荷確認記録表」及び「出荷確認記録表」

